

（車両接近通報装置）

第51条の3 次の各号に掲げる自動車については、保安基準第43条の7の規定は適用しない。

- 一 平成30年3月7日以前に製作された自動車
- 二 平成30年3月8日から令和2年10月7日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - イ 平成30年3月7日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 平成30年3月8日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成30年3月7日以前に指定を受けた型式指定自動車と歩行者等への当該自動車の接近の通報に係る性能が同一であるもの
 - ハ 国土交通大臣が定める自動車
- 三 令和2年10月7日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査等を受けようとし、又は受けたもの
- 2 次の掲げる自動車以外の自動車については、当分の間、細目告示第145条の3第3項及び第223条の3第3項の規定は適用しない。
 - 一 令和3年10月1日（輸入された自動車にあつては令和4年10月1日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車のうち、指定を受けた時点における細目告示別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」1.に規定する対象装置の性能が令和3年9月30日（輸入された自動車にあつては令和4年9月30日）以前に指定を受けた型式指定自動車と同一でなく、かつ、指定を受けた日から起算して2年を経過したもの（新規登録（軽自動車にあつては新規検査）を初めて受けた日の属する月の前月の末日から起算して10月を経過したものに限る。）
 - 二 国土交通大臣が定める自動車
- 3 令和4年9月30日（輸入された自動車にあつては令和5年9月30日）以前に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、令和6年9月30日（輸入された自動車にあつては令和7年9月30日）までの間、細目告示第145条の3第3項及び第223条の3第3項の規定は適用しない。
- 4 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第67条の3第1項の規定にかかわらず、協定規則第138号改訂版補足第2改訂版に規定する試験路において測定した値を用いることができる。
 - 一 令和10年9月24日以前に製作された自動車
 - 二 令和10年9月25日以降に製作された自動車であって次に掲げるもの
 - イ 令和10年9月24日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 令和10年9月25日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和10年9月24日以前に指定を受けた型式指定自動車と歩行者等への当該自動車の接近の通報に係る性能が同一であるもの

- ハ 国土交通大臣が定める自動車
- 三 令和10年9月24日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの
- 5 次に掲げる自動車については、細目告示第67条の3の規定中「協定規則第138号」とあるのは、「協定規則第138号改訂版補足第3改訂版」と読み替えることができる。
 - 一 令和8年8月31日以前に製作された自動車
 - 二 令和8年9月1日から令和10年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - イ 令和8年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 令和8年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和8年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と歩行者等への当該自動車の接近の通報に係る性能が同一であるもの
 - ハ 国土交通大臣が定める自動車
 - 三 令和10年8月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの